

砂川市訓令第2号
令和7年1月9日

令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 飯澤明彦

(別紙)

令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、「物価高対応子育て応援給付金の支給について」（令和7年12月16日付けこ成環第769号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「物価高対応子育て応援手当支給要領」に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するとともに、子どもたちの健やかな成長を応援する目的で実施する物価高対応子育て応援手当支給事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、砂川市（以下「市」という。）によつて贈与される手当をいう。
 - (2) 支給対象者 次条第1項及び第2項に掲げる物価高対応子育て応援手当（以下「応援手当」という。）が支給される者をいう。
 - (3) 一般支給対象者 次条第1項第1号に掲げる支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者であつて、市が令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の法による児童手当（以下「児童手当」という。）を支給したものをいう。ただし、第4号から第6号までに掲げる支給対象者のうち、市長が一般支給対象者に係る支給手続に必要な個人情報（金融機関の口座情報を含む。）を把握できるものについては、一般支給対象者とみなすことができる。
 - (4) 公務員支給対象者 次条第1項第1号に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
 - (5) 出生児童支給対象者 次条第1項第2号に掲げる支給対象者をいう。
 - (6) 離婚等支給対象者 次条第1項第3号に掲げる支給対象者をいう。
 - (7) 対象児童 次条第3項に掲げる者をいう。
- 2 前項第4号から第6号までに掲げる支給対象者については、同項第2号ただし書に規定する市長が一般支給対象者とみなしたものを除く。

(支給の対象)

第3条 応援手当は、次の各号のいずれかに該当する者を対象に支給する。

- (1) 令和7年9月分の児童手当の受給者
- (2) 令和7年9月30日（以下この条において「基準日」という。）の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童（以下この条において「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）又は新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1

項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者

- (3) 第1号に規定する受給者の配偶者であって、基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に離婚(離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。)により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、同号の受給者から応援手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合又は当該受給者が、応援手当に相当する額の金銭等を応援手当の目的のために費消していた場合を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、応援手当は、次の表の左欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同項に規定する者(以下「受給者等」という。)に対して応援手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① (受給者等が死亡した場合) 基準日から支給決定を行うまでの間(以下「基準期間中」という。)に、受給者等が死亡した場合(この項の規定により応援手当を支給される者が、応援手当の支給が決定する前に死亡した場合を含む。)	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分として、当該死亡した者に係る支給要件児童(法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。)に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適當と認められる者
② (施設入所等児童であることが事後に判明した場合) 基準期間中に、受給者等に係る児童が施設入所等児童(法第3条第3項第1号に規定する施設入所等児童をいう。右欄において同じ。)であることを市が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
③ (家庭内暴力事案の場合) 基準期間中に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者(現に次項に掲げる対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合	左欄に掲げる当該受給者等の配偶者

- 3 応援手当の支給額の算定の基礎となる対象児童は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和7年9月分の児童手当の対象となる児童
(2) 新生児

(応援手当の支給等)

第4条 市は、支給対象者に対し、この訓令の定めるところにより応援手当を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に支給する応援手当の金額は、対象児童1人当たり2万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の決定等)

第5条 市は、一般支給対象者に対し、令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当支給予定通知書（別記第1号様式）により支給の通知を行う。

2 一般支給対象者は、前項の通知を受けた際、令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書（別記第2号様式）により、受給の辞退を届け出ることができる。

3 市長は、別に定める期日までに前項の届出を行った者を除き、応援手当の支給を決定した一般支給対象者（次条において「一般支給決定者」という。）に対し、速やかに応援手当を支給する。

(一般支給決定者に対する支給の方式)

第6条 一般支給決定者に対する市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第2号に掲げる支給方式は、一般支給対象者が令和7年9月分の児童手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしたことにより、応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り行うものとし、第3号に掲げる支給方式は、一般支給決定者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 児童手当口座振込方式 市が把握する児童手当振込時等における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定の前までに、一般支給対象者が令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（別記第3号様式）を提出し、市が当該届出書による指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 公務員支給対象者に対して支給する応援手当に係る市の申請受付開始日は、第10条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、市長が別に定める日とする。

(出生児童支給対象者に係る申請期限等)

第8条 出生児童支給対象者に対して支給する応援手当については、当該者から、新生児に係る出生届の提出を受ける際に、応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、市長が別に定める日とする。

(離婚等支給対象者に係る申請期限等)

第9条 離婚等支給対象者に対して支給する応援手当については、当該者から、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に、応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、市長が別に定める日とする。

(公務員支給対象者等に係る申請及び支給の方式)

第10条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者及び離婚等支給対象者（以下「公務員支給対象者等」

という。)は、令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)(別紙第4号様式。以下「申請書」という。)により申請を行う。

- 2 前項の申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、当該申請を行う公務員支給対象者等(以下「申請者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第11条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者等に対する支給の決定)

第12条 市長は、第10条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、速やかに応援手当を支給する。

(応援手当の支給等に関する周知)

第13条 市長は、応援手当の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等が第7条から第9条までに規定する申請期限までに第10条第1項の申請を行わなかった場合、当該公務員支給対象者等は、応援手当の受給を辞退したものとみなす。

- 2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座(支給決定の前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に応援手当の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込が口座の解約又は変更等によりできない場合は、**応援手当の受給を辞退したものとみなす**。
- 3 市長が第12条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他公務員支給対象者等の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、応援手当を受給した後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援手当を受給した者に対し、支給した応援手当の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第17条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年1月9日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

発行日 年 月 日

様

砂川市長

令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当 支給予定通知書

砂川市では、物価高騰に対する支援として下記の支給要件に該当する世帯へ「令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当」を支給することといたしました。

あなたは、この手当の支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額等をお知らせします。

（支給要件）

令和7年9月30日時点において砂川市に住民登録があり、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童を養育する世帯（生活保護世帯を含む。）の児童手当受給者等に対して支給いたします。

●支給方法、支給口座、支給額、支給内訳を確認してください。

支給方法

支給口座

支給額

円

支給内訳

振込予定日

年 月 日

※上記の口座に給付金を振り込ませていただきます。

※本給付金の振込手続が完了した際は、支給決定通知書を発送いたします。

口座変更、受給辞退を希望されない場合は
受給の手続（届出）は不要です。

●届出が必要な方

次のいずれかに該当される方は、届出書（砂川市ホームページからダウンロードするか又は市役所⑭番窓口でも配布しています。）に必要事項を記入の上、月 日（ ）までに郵送していただくか、市役所⑭番窓口へ提出してください。

- ・振込先の口座変更を希望される方
- ・本給付金の受給を辞退される方

【お問合せ先】

〒073-0195

北海道砂川市西7条北2丁目1番1号

砂川市役所子育て支援課子育て支援係

（砂川市役所⑭番窓口）

TEL 0125-74-8369（直通）

令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書

砂川市
受付印

砂川市長様

- 私は、「令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 本届出により、「令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

印

※署名又は記名押印

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書

令和7年9月分(又は10月分)の児童手当支給市区町村

砂川市
受付印

砂川市長様

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方)

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () ※記名押印に代えて署名することができます。 ※現住所と同じ場合は記載不要

※下欄の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

ア 公金口座への振込みを希望

個人番号	□□□□□□□□□□
------	------------

イ 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信漁連 4信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座	□□□□□□□□□□	「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号		□□□□□□□□□□	

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

ウ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつくれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、その理由と本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

【誓約・同意事項】

- (1)令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2)令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この届出書は、市において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5)市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年3月31までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- (6)令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（2. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（2. 受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

別記第4号様式(第10条関係)

令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)

令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村
※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村
砂川市長様

砂川市
受付印

ブルダウンから選択してください
自動計算します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
		年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所(令和7年9月30日時点の住民票所在地)
※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。			※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地
			※申請者が公務員ではない場合、又は公務員であって現住所と同じ場合は記入不要

2. 対象児童

次の(1)又は(2)に該当する支給対象児童について記入してください。

- (1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童
(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、又は令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方の場合は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき2万円になります。

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

証明欄 附番

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記_____人の対象児童に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

令和 年 月 日

証明者

印

証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

4. 受取方法

ア 公金口座への振込みをご希望の場合

個人番号

イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込を希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	(フリガナ)	
				口座名義	
金融機関番号	店番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- (1)令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
(2)令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(4)この申請書は、市において支給決定をした後は、令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
(5)市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
(6)令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、令和7年度砂川市物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(4. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。)